

(意見書案第5号)

地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の着実な推進に関する意見書

平成17年に閣議決定された京都議定書目標達成計画では、京都議定書に基づく我が国の温室効果ガス削減約束を達成するため、年間1,300万炭素トンを森林吸収で確保することとしている。

また、政府は平成19年度から24年度の6年間において毎年20万haの追加的な森林整備が必要としており、平成19年度当初予算案等において、約23万haの追加整備に必要な予算として765億円を決定したところである。

しかしながら、長期にわたる林業採算性の低下等により森林所有者の施業意欲が減退していることに加え、地方公共団体も極めて厳しい財政状況にあることから、間伐等の森林吸収源対策を着実に実施することが非常に困難な状況にある。

よって、国においては、森林吸収源対策の着実な推進を図るため、森林所有者が意欲を持って林業経営に当たることができるよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 林業採算性向上のための施策・制度の一層の充実を図ること。
- 2 森林所有者及び地方公共団体に対する新たな財政措置を実現すること。
- 3 企業の社会貢献による森林づくりなど森林整備を社会全体で支えるための制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年9月14日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣

宛